

佐渡市地域防災計画修正の概要

【令和 6 年●月修正】

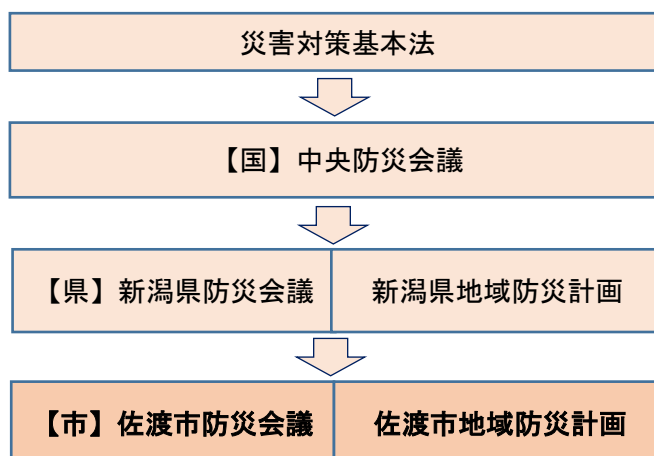
① 計画見直しの目的と方針

①-① 計画見直しの目的

佐渡市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、佐渡市防災会議が作成する計画です。

今回の地域防災計画の修正については、大雪災害による長期停電の対応の強化や元日に発生した能登半島地震の教訓を踏まえた見直し、また、県の地域防災計画の修正に伴い市の地域防災計画の見直しを行うものです。

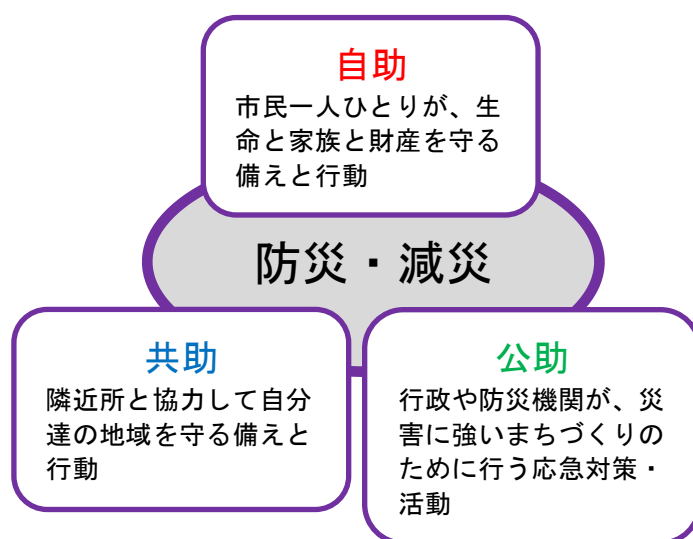
■ 佐渡市地域防災計画の位置付け



①-② 内容見直しの方針

近年の大雪災害、地震・津波災害を教訓として、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、今回の地域防災計画を見直しています。

市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や市・県などの施策としての「公助」の適切な役割分担による社会全体で防災・減災を目指す計画としています。



② 主な見直しのポイント

②-① 主な内容の変更

1 冬期倒木に伴う停電対策の追記

大雪による倒木等に起因する広範囲の停電を踏まえた「大雪災害に関する報告書（令和5年11月）」を受け、今回の「雪害対策計画」の中に対応策について追記しました。

【個別災害対策編 第12章 第1節 雪害予防対策（5 電力・通信の確保計画）の一部など】

2 地震被害想定及び津波浸水想定の記載

前回（令和29年9月）に記載のなかった、県が実施した「地震被害想定調査」及び「津波浸水想定」に基づく、佐渡市で想定される被災状況等について記載しました。

【震災対策編 第1章 第6節 地震被害の想定、津波災害対策編 第1章 第6節 津波浸水想定】

3 土砂災害に関する警戒避難体制の整備等を要する区域の名称変更に伴う見直し

令和5年11月の「砂災害危険箇所に関する今後の取扱いについての通知（国交省）」を受けて、土砂災害に関する警戒避難体制の整備等を要する区域の名称について見直しました。

警戒避難体制の整備等を要する区域としては、「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」及びこれらの総称としての「土砂災害警戒区域等」に変更しました。

【風水害対策編 第2章 第11節 土砂災害予防計画】

4 災害対策本部設置及び配備計画に関する見直し

災害に対する警戒のための本部として「警戒本部」を設置することとし、これに伴い配備計画についても第2次配備（本部設置準備体制）から第2次配備（警戒本部設置）に変更しました。

【風水害対策編 第3章 第1節 災害対策本部の組織・運営計画 及び 第2節 職員の配備・招集】

5 避難情報の変更

災害対策基本法の改正により、「避難勧告」と「避難指示」が一本化され、「避難勧告」は廃止されました。

従来の避難勧告が発令されていたタイミングで避難指示が発令されることとなり、避難行動に結びつき易い表現に代わりました。

【風水害対策編 第3章 第10節 市民等避難計画】

6 地区避難場所の明記

津波等の短時間での避難を強いられる時に一時的に避難する場所を市独自に「地区避難場所」として位置づけ、今回の計画において明記しました。

【各対策編 第1章 第1節 計画作成の趣旨（7 共通用語）、風水害対策編「市民避難計画」及び「避難所運営計画」の一部 など】

7 避難行動要支援者の範囲を明確化

避難行動要支援者の範囲について「要配慮者の安全確保計画」の中で明確にするとともに、災害時における避難行動要支援者への対応についても「要配慮者の応急対策」の中でより具体的に記載しました。

【風水害対策編 第2章 第27節 要配慮者の安全確保計画（3 避難行動要支援者への対策）の一部、第3章 第27節 要配慮者の応急対策（2 避難行動要支援者に対する対策）など】

8 女性等の多様な視点、感染症対策等を踏まえた避難所の環境改善対策の追記等

トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、相談窓口情報の提供等の対策を追記しました。

避難所における避難スペースの改善、パーティションの設置等の必要な措置について追記・変更しました。

【風水害対策編 第3章 第11節（2 避難所等の開設、運営）の一部 など】

②-② 項目の変更

1 風水害対策編、震災対策編、津波対策編の項目（節）の変更

- ・ 各対策編の章・節の構成について、統一を図りました。
 - ・ 統一に伴い、節の追加、統合、分離等の見直しを行いました。
- 追加：第3章 第0節 災害応急対策タイムスケジュールを追加しました。

【風水害対策編、震災対策編、津波対策編】

統合：前回（食料供給計画、生活必需品供給計画に分けていた）から、県版に合わせ「食料・生活必需品等供給計画」に統合しました。

【風水害対策編 第3章 第26節】

分離：前回（トイレ対策、入浴対策は「避難及び避難所計画」に含めていた）から県版に合わせ「トイレ対策計画」及び「入浴対策計画」として分離・独立した節としました。

【風水害対策編 第3章 第24節、第25節】など

2 個別災害対策編の項目（章）の追加

地域特性を踏まえた「雪害対策計画」、新たな起こり得る災害リスクとして「大規模停電災害対策計画」を追加しました。

【個別災害対策編 第12章、第13章】

②-③ 全体構成の変更

新潟県地域防災計画に準じて全体構成の見直しを行いました。
全体構成の変更状況については、既往版（平成 29 年版）と今回の見直版を比較し、次に示すとおりです。

●既往版【平成 29 年 9 月版】の目次構成

- 第 1 部 総則
- 第 2 部 災害予防
 - 第 1 章 風水害・震災・津波災害共通予防計画
 - 第 2 章 風水害予防計画
 - 第 3 章 震災予防計画
 - 第 4 章 津波災害予防計画
- 第 3 部 災害応急対策
 - 第 1 章 風水害・震災・津波災害共通応急対策計画
 - 第 2 章 風水害応急対策計画
 - 第 3 章 震災応急対策計画
 - 第 4 章 津波災害応急対策計画
- 第 4 部 災害復旧・復興
- 第 5 部 個別災害対策
 - ・原子力事故災害対策計画
 - ・林野火災対策計画
 - ・油等流出事故災害対策計画
 - ・海上事故災害対策計画
 - ・航空事故災害対策計画
 - 等の個別災害対策計画

●見直し版【令和 6 年●月版】の目次構成

- 風水害対策編
 - 第 1 章 総則
 - 第 2 章 災害予防
 - 第 3 章 災害応急対策
 - 第 4 章 災害復旧・復興計画
- 震災対策編
 - 第 1 章 総則
 - 第 2 章 災害予防
 - 第 3 章 災害応急対策
 - 第 4 章 災害復旧・復興計画
- 津波対策編
 - 第 1 章 総則
 - 第 2 章 災害予防
 - 第 3 章 災害応急対策
 - 第 4 章 災害復旧・復興計画
- 個別災害対策編
 - ・原子力災害対策
 - ・林野火災対策
 - ・油等流出事故災害対策
 - ・海上事故災害対策
 - ・航空事故災害対策
 - 等の個別災害対策